

## 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団の評議員、役員及び会計監査人の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「当財団」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、評議員、役員及び会計監査人の報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 会計監査人とは、定款第22条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わないものとし、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費、手数料等の実費の経費とし、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 評議員及び非常勤役員（理事長を除く。）が評議員会又は理事会に出席した場合若しくは監査等の当財団の業務に従事した場合には、日額の報酬及び費用弁償を必要の都度支給することができる。ただし、一般職及び常勤の特別職に属する地方公務員を兼ねている者には報酬等は支給しない。

- 2 理事長には、日額の報酬及び費用弁償を支給することができる。ただし、一般職及び常勤の特別職に属する地方公務員を兼ねている者には報酬等は支給しない。
- 3 常勤役員及び会計監査人には、年額報酬及び費用弁償を支給することができる。ただし、一般職及び常勤の特別職に属する地方公務員を兼ねている者には報酬等は支給しない。
- 4 賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 評議員及び非常勤役員に対する報酬は、予算の範囲内において福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年福岡県条例第17号）第3条に規定する別表第一の区分により、理事長は行政委員会の長の日額、その他役員は附属機関の委員の額を適

用する。

- 2 常勤役員の年額報酬は800万円以内、会計監査人の年額報酬は300万円以内とし、理事長は理事会の承認を得て、その金額の範囲内で常勤役員及び会計監査人に支給するものとする。
- 3 評議員、役員及び会計監査人が評議員会又は理事会に出席した場合若しくは監査等の当財団の業務に従事した場合の費用弁償の額は、福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員の例による。

（報酬の支給日）

第5条 理事長、常勤役員及び会計監査人の報酬は、毎月一定の期日に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった積立金等を控除して支給する。

（公表）

第7条 当財団は、この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第9条 前各条のほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月18日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県教育文化奨学財団の評議員、役員及び会計監査人の報酬等並びに費用弁償に関する規程は、平成27年4月1日から適用する。

## 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（抜粋）

（非常勤職員の給与等）

第三条 前条第三号から第十四号までに掲げる特別職の職員（常勤の者を除く。以下「非常勤職員」という。）には、別表第一及び別表第三の区分により報酬及び費用弁償を支給する。

- 2 報酬の額を月額で定める者に対しては、執務の日数に応じ報酬を支給する。
- 3 報酬の額を月額で定める者に対しては、在職の期間中毎月報酬を支給する。ただし、就職した月又は離職（死亡によるものを除く。）した月の報酬の額は、日割りによつて計算する。
- 4 報酬の額を月額で定める者が正当な理由がなく当該月において一回も招集に応じないときは、その者には、当該月の報酬を支給しない。
- 5 報酬の額を日額及び月額で定める者に対しては、前三項の規定の例により、日額の報酬及び月額の報酬をそれぞれ支給する。
- 6 前条第十三号に規定する者のうち、月額で報酬を支給されるものの報酬の支給については、第三項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。
- 7 一般職の職員が、非常勤職員を兼ね、当該職員の一般職の職員としての勤務時間に非常勤職員として勤務した場合における非常勤職員としての給与等については、第一項の規定にかかわらず、当該職員が一般職員として受けるべき旅費相当額の外は、支給しない。

（昭三二条例四五・昭三四条例一一・昭三九条例六二・昭四八条例三〇・平一二条例四三・平一九条例三九・平二二条例三二・平二四条例四一・平二七条例一八・令元条例三・一部改正）

### 別表第一（第三条）

区 分		報 酬	
		報酬月額（円）	報酬日額（円）
選挙管理委員会	委員長	一〇七、〇〇〇	三五、五〇〇
労働委員会	会 長	一五六、〇〇〇	三五、五〇〇
収用委員会	会 長	一〇七、〇〇〇	三五、五〇〇
海区漁業調整委員会	会 長	四六、〇〇〇	三五、五〇〇
附属機関	委 員		一一、三〇〇